

鹿沼市  
新型インフルエンザ等対策  
行動計画（概要版）

平成26年6月

# 鹿沼市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 鹿沼市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

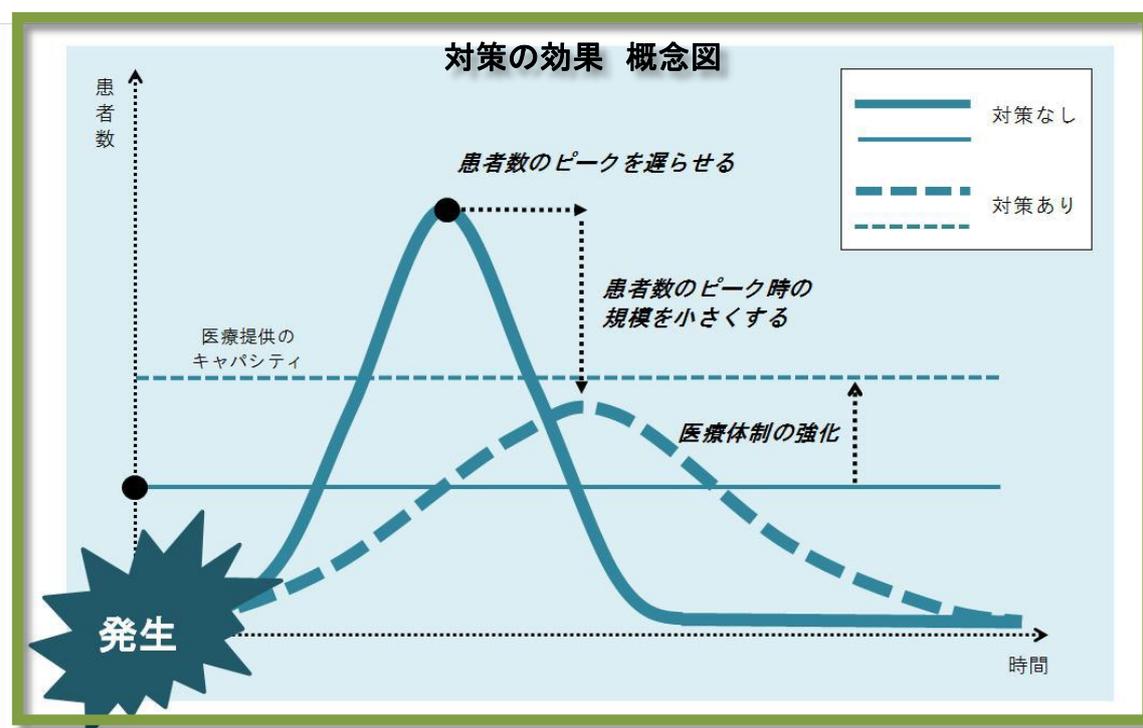
- 新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行されました。
- 特措法第8条の規定に基づき、本市行動計画を作成し、国、県、事業者、関係機関等と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進していきます。

## 新型インフルエンザ等対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- 迅速かつ適切な情報の提供を実施する
- まん延の防止の措置を講ずる
- 住民の生活及び地域経済の安定の措置を講ずる



### 鹿沼市の被害想定

➤ 本市人口102,348人として試算(平成22年国勢調査による)

※( )は国における被害想定数

外来患者数	分類	入院患者数	死亡者数	致死率	過去の事例
約1万人 ～約2万人 (約2,500万人)	中等度	約420人 (約53万人)	約140人 (約17万人)	0.53%	アジアインフルエンザ(1957)
	重 度	約1,600人 (約200万人)	約510人 (約64万人)	2.0%	スペインインフルエンザ(1918)

### 対象疾病の定義

➤ 全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ…新たに発生したもの。ほとんどの人が免疫を獲得していないことからまん延する。
		再興型インフルエンザ…かつて流行したが、長期間流行しなかったため、ほとんどの人が免疫を獲得していないことからまん延する。
	新感染症…既に知られている感染症と症状・治療結果が明らかに異なるもの	

### 本市行動計画の主要7項目

➤ 目的達成のための主要な対策を7項目に分けて行動計画に記載

項 目	主な対策
実施体制	緊急事態宣言が 行われていない場合:本市対策会議における体制整備等を実施 行われている場合 :本市対策本部を設置し、対策を実施
サーベイランス・ 情報収集	・国、県が実施するサーベイランスへの協力 ・地域での感染症に関する情報の収集
情報提供・共有	・受取手に応じた情報の提供(障がい者、高齢者、外国人など) ・わかりやすく、適正かつ迅速な情報の提供 ・発生時での新型インフルエンザ等コールセンターの設置
まん延防止	・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の感染対策の啓発 ・県による不要不急の外出自粛の要請や施設の使用制限の要請等の措置への協力
予防接種	・特定接種:対策に携わる医療事業者や公務員等に対して実施 ・住民接種:市民に対して実施 国が優先順位を決定
医療	・帰国者等の有症者に対し、帰国者・接触者相談センターへ相談するよう勧奨 ・医療に関する情報の周知
市民生活及び 地域経済の安 定の確保	・市民や事業者等に発生時に備え事前の準備を行うよう働きかける ・在宅療養する患者、要介護者、高齢者や障がい者等の要援護者への支援 ・埋葬・火葬の円滑な実施

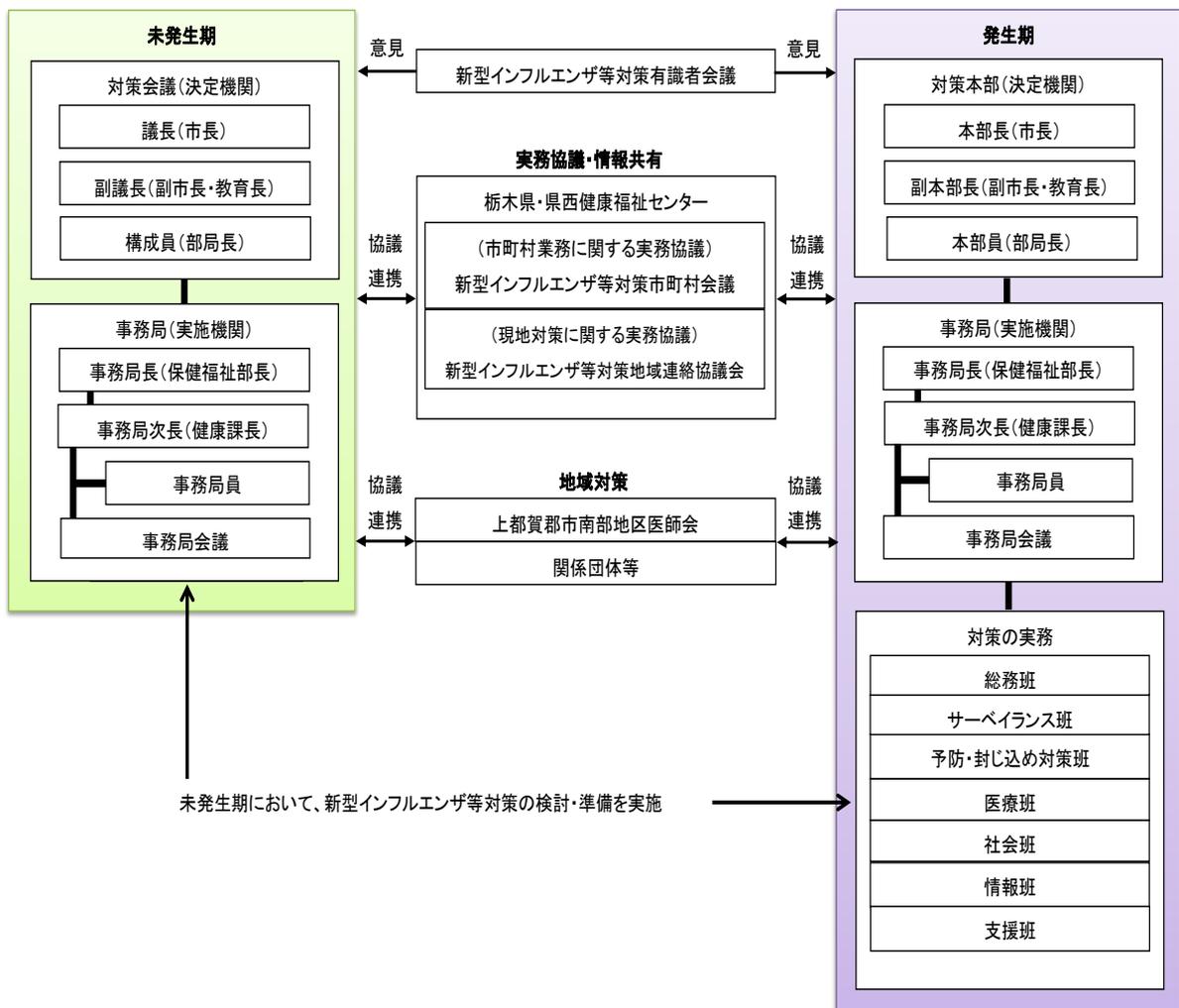
## 発生段階

➤ 発生状況に応じて対策を講じるため、5段階に分類

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない段階
海外発生期	海外で発生したが国内発生していない段階
発生早期(国内・県内)	すべての患者の接触歴を追える段階
県内感染期	患者の接触歴が追えなくなった段階
小康期	患者の発生が減少し低い水準で留まっている段階

## 実施体制

➤ 本市における実施体制については下のとおり



発生段階に応じた主な対策

主要項目	未発生期	海外発生期	発生早期	県内感染期	小康期
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画の作成・見直し</li> <li>本市対策会議において、庁内の連携体制を確立</li> <li>国、県等との平時からの連携（情報交換、訓練等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市対策会議における対応の協議、情報の共有、対策の準備</li> <li>県との今後の対応の協議、県対策等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市対策会議における情報の共有、県対策等の確認を実施し、今後の対策を協議</li> <li>緊急事態宣言が行われた場合、対策本部を設置し、対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の状況の把握、地域における対応を協議</li> <li>県対策等の確認、対策を実施</li> <li>緊急事態宣言が行われた場合、対策本部を設置し、対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が小康期に入ったことを公示した場合、市民に周知</li> <li>緊急事態の解除宣言が行われた場合、対策本部を廃止</li> </ul>
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集</li> <li>◇情報収集源 厚生労働省（国立感染研究所、検疫所など）、県、関係機関、市内の医師等から</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未発生期に引き続き、情報の収集</li> <li>市内での患者数、学校等での集団発生の動向、市民からの問い合わせ等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外発生期に引き続き、情報の収集</li> <li>市内での患者数、学校等での集団発生の動向、市民からの問い合わせ等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生早期に引き続き、情報の収集</li> <li>市内での患者数、学校等での集団発生の動向、市民からの問い合わせ等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備え、県内感染期に引き続き、情報の収集</li> <li>市内での患者数、学校等での集団発生の動向、市民からの問い合わせ等の情報収集</li> </ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等に関する情報や発生した場合の対策等の情報を提供</li> <li>コールセンターの設置の準備</li> <li>情報の提供体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、関係機関、隣接市町村間等との情報の共有</li> <li>提供する情報の内容を統一するため情報の一元化</li> <li>コールセンターの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外発生期に引き続き、情報の提供</li> <li>市民のニーズを把握し、情報に反映させて提供</li> <li>コールセンターの相談体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生早期に引き続き、情報の提供</li> <li>市民のニーズを把握し、情報に反映させて提供</li> <li>コールセンター相談体制の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コールセンター等の体制を縮小</li> <li>第二波に備えることの重要性を周知</li> <li>第二波の対応方針や地域の状況等の情報を共有</li> </ul>
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の感染対策の普及・啓発</li> <li>感染対策の資器材の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未発生期に引き続き、感染対策の普及・啓発</li> <li>海外への渡航者に対しての情報提供・注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外発生期に引き続き、感染対策の普及・啓発</li> <li>緊急事態宣言が行われている場合、外出自粛の要請に係る周知を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生早期に引き続き、感染対策の普及・啓発</li> <li>緊急事態宣言が行われている場合、外出自粛の要請に係る周知を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施事項なし</li> </ul>
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種の実施体制の整備</li> <li>住民接種の実施体制の整備</li> <li>予防接種の情報の提供（予防接種の意義、接種対象者や接種順位など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種の実施</li> <li>住民接種の接種体制の準備</li> <li>未発生期に引き続き、予防接種の情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種の実施</li> <li>住民接種の実施（予防接種法第6条第3項に基づく接種）</li> <li>未発生期に引き続き、予防接種の情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種の実施</li> <li>緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条の規定に基づく予防接種法第6条第1項に規定する接種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行の第二波に備え、住民接種を実施（予防接種法第6条第3項に基づく接種）</li> <li>予防接種の情報の提供</li> </ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じた医療体制の整備</li> <li>医療資器材（個人防護具等）の備蓄・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者等の有症者に対し、帰国者・接触者相談センターへ相談するよう勧奨</li> <li>未発生期に引き続き、地域医療体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者等の有症者に対し、帰国者・接触者相談センターへ相談するよう勧奨</li> <li>医療に関する情報の周知</li> <li>地域医療体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者・接触者相談センターでの患者振り分けの中止より一般医療機関での診療体制に移行する場合、速やかに行えるよう県に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施事項なし</li> </ul>
市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前準備の働きかけ（食料品等の備蓄や感染症対策等）</li> <li>市版の業務継続計画の作成</li> <li>埋葬・火葬の円滑な実施体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画に基づく業務継続の準備</li> <li>火葬能力の限界を超える事態に備え、遺体の一時安置所確保等の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養の患者や要援護者に対して、必要な支援を実施（見回り、食事の提供、医療機関への移送）</li> <li>円滑な火葬の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養の患者、要援護者に対しての必要な支援、また自宅で死亡した患者の対応を実施</li> <li>円滑な火葬の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養の患者、要援護者に対しての必要な支援、また自宅で死亡した患者の対応を実施</li> <li>第二波への備え</li> </ul>